釣り具のまるきん 大学・短大・専門学校

釣りサークル大会協賛規約

第 1 条

　株式会社まるきん(以下、当社)は、若い世代へ釣り文化を継承するという理念をもとに、学生運営釣り

サークル(以下、学生サークル)主催の大会について、サークルからの申請により大会賞品を協賛する。

(協賛申請様式：別表 01)。

第 2 条

　当社は、学生サークルからの申請情報（大学名・日程・人数・開催場所・過去の申請実績等）をもとに

協賛賞品を決定する。

第 3 条

　学生サークルは、当社から協賛を受けた後、大会を開催し、大会終了後には内容・経過の報告をサー

クルホームページやＳＮＳなどで速やかに行うこととする。

第 4 条

　学生サークルは、法令ならびに公益財団法人日本釣振興会の「釣り人宣言」および本規約第 5 条

ならびに第 6 条に記載の事項を遵守する。

第 5 条

　学生サークルは、大会の際はフローティングベストなど必要な装備を使用していることをアピールする。

第 6 条

　当社は、学生サークルに対し、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。

　・当社、もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為

　・当社、その他の第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為

　・大会参加者への贈呈以外での方法による、協賛品の第三者への譲渡・売買、その他担保に供する行為

　・当社の理念・運営を妨害しようとする行為

　・当社の目的に反し、反社会的勢力・犯罪に結びつく行為

　・その他、理由の如何を問わず当社が不適切と判断する行為

第 7 条

　学生サークルは、当社または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償

する。

第 8 条

　当社は、必要と判断した際に、本規約の変更ができるものとする。

第 9 条

　当社は、協賛後の賞品などによって利用者に生じた不利益や損害などに対し、一切の責任を負わない

ものとする。

第 10 条

　学生サークルが次の各号のいずれかに該当する場合、大会の協賛を行わない。

　・第 4 条から第 6 条の遵守事項・禁止事項に違反することが判明した場合

　・当社への報告の全部または一部に虚偽が判明した場合

　・反社会的勢力と関係がある、もしくは過去に関係があった場合

　・法令違反、犯罪もしくはそれらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いが

　　あり、当社の信用が害されるおそれがある場合

付則：本規約は、平成 30 年 7 月 16 日から実施します。

付則：改定　平成31年5月20日